



# 平成31年度 保育施設等入所申込 手続きの受付について



## 申込受付 期間

平成30年12月10日(月)～平成30年12月20日(木)

午前8時30分～午後5時15分

※16日(日)午前8時30分～正午も受付いたします。

※上記、申込み受付期間以降も、窓口において随時受付いたします。

### ■ 肝付町役場 本庁 福祉課、肝付町役場 内之浦総合支所 町民生活課

【**ご注意**】保育所及び認定こども園(保育所部分)については、役場への申込みとなりますが、幼稚園と認定こども園(幼稚園部分)については、直接、当該施設(園)へお申込みください。

○ 幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の利用を希望される場合、詳しくは、各幼稚園等へお問い合わせください。

### ■ 入所の条件：

保護者の就労(内職も含む)や病気、病人の看護等の理由や母親が妊娠中、若しくは産後間もない場合など、日中に家庭内で十分に児童の保育ができない場合。

※認定こども園の幼稚園部分(1号認定)への入所希望の方のお申込は、上記条件の該当には関係ありません。

### ■ 必要なもの：

- ・印鑑(シャチハタ印不可)
- ・個人番号(マイナンバー)通知カード、本人確認用身分証明書(運転免許証等)

【新規申込者】☆ 支給認定申請書 兼 利用申込書及び関係書類

【継続入所者】☆ 現況届 兼 施設利用申込書及び関係書類(2号・3号認定)

※関係書類とは、保護者の勤務証明書等、保育の必要性を証明する各種関係書類です。必要書類が揃っていない場合は、受付できませんので、提出前に確認をお願いいたします。

※申込関係書類は、役場窓口で受け取られるか、肝付町のホームページよりダウンロードしてください。

現在、町内の保育施設に入所中の方へは、施設を経由してお届けいたします。

肝付町外の保育施設に入所中の方へは、ご自宅へ直接郵送いたします。

■ 問い合わせ先：肝付町役場 福祉課 児童家庭係 ☎ 65-8413 (直通)